取引先への返信（下書き）

B 社 注文番号 2611-0457　納期前倒しのご依頼への回答

依頼	佐々木様のメール（12/9（水） 10:42）。600 個の納期を 12/21（月） → **12/15（火）** に
送る人	営業課長 中川。社長が 2 章の 2 点を決めてから、本日 17:00 までに送る
作成	AI 活用担当　2026-12-09 13:30。原本は 10_原本/メール/B 社/

1.　返信の文面

件名: Re: 注文番号 2611-0457 納期前倒しのご依頼について（ご回答）

B 社 購買部　佐々木 様

いつもお世話になっております。株式会社サンプル企業の中川です。

本日いただいた、注文番号 2611-0457（ブッシュ BS-1120-02（SUS304）・600 個）の納期前倒しのご依頼につき、生産の予定を確かめましたので、ご回答いたします。

【ご回答】

12 月 15 日（火）に 600 個すべてをお届けするには、12 月 12 日（土）の休日出勤が必要になります。追加のご負担なしでお応えできるのは、次の案 1・案 2 です。

　案 1　12 月 15 日（火）に 300 個、12 月 16 日（水）に残り 300 個（追加のご負担なし）

　案 2　12 月 16 日（水）に 600 個すべて（追加のご負担なし）

　案 3　12 月 15 日（火）に 600 個すべて（休日出勤の費用として 72,000 円〈税別〉のご負担をお願いいたします）

納入場所はいつもの第 2 工場 受入口、時刻はいずれも 15 時までを予定しております。

【お伺いしたいこと】

1. 12 月 15 日（火）に必要な数量（全数か、一部か）と、ご使用開始の時刻

2. 分けてお届けする場合（案 1）、検査成績書は納入のたびにお付けすればよろしいでしょうか

3. 変更後の納期を、注文書の訂正またはメールでお送りいただけますでしょうか

材料の切断と機械の順番の入れ替えを 12 月 11 日（金）に行う必要があるため、恐れ入りますが 12 月 10 日（木）正午までにご返信いただけますと幸いです。

何卒よろしくお願いいたします。

株式会社サンプル企業　営業課　中川 誠

TEL 045-000-0000／nakagawa@example.jp（見本のため架空）

2.　送る前に、社長に決めていただくこと

図表 1　社長の判断（2 点）

#	決めること	この下書きでの扱い	変えるなら
1	案 3（休日出勤で全数 15 日）を出すか	**出す。費用 72,000 円（税別）をお願いする**	出さないなら案 3 の行を消す。案 1・2 だけでも先方の 15 日の必要数は満たせる見込み
2	休日出勤が要る前倒しは費用をいただく、を今後の線にするか	**線にする**（今回の案 3 がその最初）	直近 1 年の前倒し 3 回は費用 0 円。続けるなら案 3 を「費用なし」に変える

資料: 社内で確かめたこと（次の表）と、過去の往復

送る前の確認: 宛先は B 社 購買部 佐々木様、CC に当社の生産管理。注文番号 2611-0457・品名・数量 600 個・日付の曜日（文面の 5 か所）を先方のメールと照らす。案 3 を出さないなら、その行と「休日出勤」の一文を消す。返信が来たら、生産管理が段取りを組み替え、注文書の訂正を受け取る。

3.　社内で確かめたこと

図表 2　返信の前に確かめたこと

確かめたこと	分かったこと	出どころ
いまの予定	7 号機で 12/16（水）〜12/17（木）に加工 → 12/18（金）検査・出荷 → 12/21（月）納入	生産計画_12 月.xlsx
材料	SUS304 φ25 は 12/11（金） 14:00 入荷。同日の夕方に切断できる	仕入先の納期回答（12/03 のメール）
7 号機の空き	12/14（月）〜12/15（火）は D 社の注文（納期 12/24（木））。12/16（水）〜12/17（木）に入れ替えても D 社に間に合う	生産計画_12 月.xlsx
加工の速さ	7 号機で 1 日 300 個（日勤）。600 個で 2 日	過去 3 回の実績
検査と運送	検査は 300 個で半日。第 2 工場まで自社便で 40 分、15 時までに着けば当日受け入れ	納品の記録
過去の前倒し	直近 1 年で 4 回。応じた 3 回はいずれも費用をいただいていない。1 回は材料が間に合わず断った	10_原本/メール/B 社/
契約	取引基本契約 第 6 条「発注の変更は書面で行い、変更で生じた費用の負担は協議して決める」	20_決まりごと/契約/B 社_取引基本契約.pdf

資料: 各出どころの欄のとおり

図表 3　3 つの案と社内の段取り

案	お届け	社内の段取り	費用
1	12/15（火） 300 個／12/16（水） 300 個	12/14（月）・12/15（火）に 7 号機で加工。D 社の注文を後ろへ	なし
2	12/16（水） 600 個	案 1 と同じ段取りで、まとめてお届け	なし
3	12/15（火） 600 個	12/12（土）に休日出勤 2 名 × 8 時間で 300 個。12/14（月）に残り 300 個	**72,000 円**

資料: 費用 ＝ 2 名 × 8 時間 × 1 時間あたりの人件費 3,300 円 × 休日出勤の割増 1.35（賃金規程）＝ 71,280 円 ＋ 電力・消耗品 720 円

4.　知っておくこと（法律と基準）

図表 4　この件に関わる決まり（返信の文面には出さない。B 社が費用の負担を断ったときの相談の材料）

資料	箇所	書かれていること（要旨）
振興基準	第 2 の 7 ⑵	発注する側の都合で残業・休日出勤が要る短納期の発注をするなら、その追加コストは発注する側が負担する
振興基準	第 4 の 7 ⑵ ⑶	やむを得ず短納期で発注するなら、残業代などの増加コストを負担する。コスト負担の無い短納期の発注は、受注する側に不利益となる例に挙がっている
取適法	第 4 条	発注したら、給付の内容・代金・支払期日などを、書面または電磁的方法で直ちに示す
取適法	第 5 条第 2 項第 3 号	受注する側に責任が無いのに給付の内容を変更させ、その利益を不当に害することを禁じる
取適法	第 2 条第 8 項第 1 号・第 9 項第 1 号	B 社（資本金 4 億 5,000 万円・従業員 380 名（取引先台帳））と当社（資本金 3,000 万円）の製造の委託は、対象になる見込み。当てはまるかの判断は顧問弁護士

資料: 経済産業省「振興基準」（受託中小企業振興法 第 3 条第 1 項、令和 8 年 6 月 24 日）／製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（中小受託取引適正化法・取適法。令和 7 年法律第 41 号による改正、2026-01-01 施行）